



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

249	和歌山県土地利用基本計画の変更	(地域政策課).....	1
250	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
251	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
252	"	(").....	2
253	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
254	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(").....	3
255	"	(").....	3
256	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	3
*257	平成12年和歌山県告示第306号(家畜人工授精等手数料)の一部改正	(畜産課).....	4
258	保安林予定森林	(森林整備課).....	4
259	"	(").....	4
260	"	(").....	5
261	基本測量の終了	(技術調査課).....	5
262	土地区画整理法による換地処分	(都市政策課).....	5
263	平成24年度県立近代美術館の使用料	(教育委員会).....	6
264	平成24年度県立博物館の使用料	(").....	7
265	平成24年度県立紀伊風土記の丘資料館の使用料	(").....	8
266	平成24年度県立自然博物館の使用料	(").....	9

○ 監査公表

監査公表第6号	9
---------	-------	---

告 示

和歌山県告示第249号

和歌山県土地利用基本計画の計画図の一部を平成24年3月12日変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

なお、和歌山県土地利用基本計画の変更に係る図書は、和歌山県企画部地域振興局地域政策課において閲覧することができる。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

整理番号	変更地域名	関係市町村名	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由(要旨)
			拡大	縮小	
1	日高川森林地域	日高川町	4		植林により現況が森林であり、森林としての利用・保全を図る必要があるため。
2	湯浅森林地域	湯浅町		2	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
					他用途転用により現況森林でなくなり、森林

3	湯浅森林地域	湯浅町		2	としての利用・保全を図る必要がないため。
4	有田川森林地域	有田川町		5	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
5	由良森林地域	由良町		3	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
6	みなべ森林地域	みなべ町		84	他用途転用により現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

和歌山県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
西医 97-1	オキ外科	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2504-8	平成 24.1.31

和歌山県告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田医 162-23	まろクリニック	田辺市下万呂393-5	平成 24.3.1

和歌山県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
西薬 31-23	調剤薬局花みかん たらちね店	西牟婁郡白浜町3110番の4	平成 24.3.1

和歌山県告示第253号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011700303	株式会社あおぞらケアセンター 貴志川事業所	紀の川市貴志川町丸栖687-3	居宅介護 重度訪問介護	株式会社あおぞらケアセンター	和歌山市手平2丁目5番49号	平成24.2.29
3010120578	ケアセンター神前	和歌山市神前203-2	居宅介護 重度訪問介護	ケアマネジメント株式会社	和歌山市神前203-2	平成24.2.10

和歌山県告示第254号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3010100125	さくらそう和歌山	居宅介護・ 重度訪問介護・同行援 護	主たる事務所の 所在地	東京都世田谷区太子堂 二丁目16番5号 さい とうビル6階	東京都港区芝公園三丁 目4番30号 32芝公園 ビル7階	平成 23.12.1

和歌山県告示第255号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3011000191	社会福法人 旬憩 会ホームヘルプ くれしえんど	居宅介護・ 重度訪問介 護	事業所の所在地	橋本市野5-1	橋本市野560-6 サン メゾン橋本式番館9202 号	平成 24.1.1
3011000233	訪問介護ステー ション杉の子	居宅介護・ 重度訪問介 護	主たる事務所の 所在地 事業所の所在地	橋本市隅田町河瀬419 P&FタキナB102	橋本市隅田町下兵庫95 7番地27	平成 23.1.17
3010100893	楠見ホームヘル パーステーション すずらん	居宅介護・ 重度訪問介 護	事業所の所在地	和歌山市楠見中295-5	和歌山市楠見中26-1	平成 24.2.1

和歌山県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業大谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成24年3月22日から平成24年4月18日まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項の県の休日を除く。)
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課、日高町産業建設課

和歌山県告示第257号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第3第12項第7号の規定により、平成12年和歌山県告示第306号(家畜人工授精等手数料)の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2項第2号中「農林水産総合技術センター畜産試験場長」を「畜産試験場長」に、「のうえ、農林水産総合技術センター畜産試験場」を「の上、畜産試験場」に改める。

和歌山県告示第258号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字西ヶ峯字水ヶ峯1811、1812、字上中畑1856
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第259号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字二川字三瀬川谷北81
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第260号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字西ヶ峯字大津江713の1（次の図に示す部分に限る。）、字鶴脇754の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第261号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量、重点地域高精度三次元測量、電子基準点現地調査）

2 作業期間 平成23年9月9日から平成24年3月2日まで

3 作業地域 国土調査に伴う基準点測量

田辺市、有田郡広川町、有田川町、日高郡印南町、みなべ町、日高川町、西牟婁郡白浜町、上富田町、すさみ町

重点地域高精度三次元測量

田辺市、西牟婁郡白浜町、上富田町、すさみ町、東牟婁郡串本町

電子基準点現地調査

田辺市、日高郡みなべ町、東牟婁郡那智勝浦町

和歌山県告示第262号

橋本都市計画事業橋本隅田土地区画整理事業について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分が行われたので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年3月21日

和歌山県告示第263号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第23項第1号の規定により、平成24年度の県立近代美術館の使用料を次のとおり定め、平成24年4月1日から実施する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 企画展入場料

(1) 「人間と自然の美術」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

(2) 「なつやすみの美術館2」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

(3) 「生誕120年記念 田中恭吉」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

(4) 「生誕120年 川口軌外の歩み」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

(5) 「謄写版の冒険 卓上印刷器からはじまったアート」展

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

2 常設展入場料

	個人	団体

一般	340円	270円
大学生	230円	180円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 企画展の入場者は、企画展の入場料のみで常設展に入場することができる。
- 4 高等学校教育までの学校教員及び職員並びに保育所の保育士及び職員が、学校及び保育所等（教育委員会を含む。）の教育活動行事の引率指導者として入館する場合は、引率指導に必要な人数の入場料を無料とする。
- 5 和歌山県立博物館の入館券を提示する場合は、当該入館券の日付が入場する当日のものに限り、入場料を団体割引の料金とする。
- 6 和歌山県立近代美術館メールマガジン会員であって、有効期限の切れていない最新号のメールマガジンをプリントアウトしたものを提示する場合は、当該プリント1枚につき4人までの入場料を団体割引とする。

和歌山県告示第264号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第24項の規定により、平成24年度の県立博物館の使用料を次のとおり定め、平成24年4月1日から実施する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 特別展入場料

(1) 「災害と文化財－歴史を語る文化財の保全を考える－」

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

(2) 「よみがえる軍艦 エルトゥールル号の記憶」

	個人	団体
一般	500円	400円
大学生	300円	250円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

(3) 「高野山麓 祈りのかたち」

	個人	団体
一般	800円	650円
大学生	500円	400円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	280円	220円
大学生	170円	140円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

3 音声ガイド使用料

区分	一人（1回）
一般（大学生以上）	200円
高校生以下	100円
障害者	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。
- 4 高等学校教育までの学校教員及び職員並びに保育所の保育士及び職員が、学校及び保育所等（教育委員会を含む。）の教育活動行事の引率指導者として入館する場合は、引率指導に必要な人数の入場料を無料とする。
- 5 和歌山県立近代美術館の入場券を提示する場合は、当該入場券の日付が入館する当日のものに限り、入場料を団体割引の料金とする。

和歌山県告示第265号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第25項の規定により、平成24年度の県立紀伊風土記の丘資料館の使用料を次のとおり定め、平成24年4月1日から実施する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 特別展入場料

	個人	団体
一般	350円	290円
大学生	210円	160円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

2 常設展・企画展入場料

	個人	団体
一般	190円	150円
大学生	90円	70円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。

- 3 特別展の入場者は、特別展の入場料のみで常設展に入場することができる。
- 4 高等学校教育までの学校教員及び職員並びに保育所の保育士及び職員が、学校及び保育所等（教育委員会を含む。）の教育活動行事の引率指導者として入館する場合は、引率指導に必要な人数の入場料を無料とする。

和歌山県告示第266号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第26項の規定により、平成24年度の県立自然博物館の使用料を次のとおり定め、平成24年4月1日から実施する。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

常設展・特別展入場料

	個人	団体
一般	460円	340円
高校生以下	無料	無料
県内に在学中の外国人留学生	無料	無料

備考

- 1 団体は、20人以上とする。
- 2 団体が21人以上の場合は、引率者1人について、入場料を無料とする。
- 3 高等学校教育までの学校教員及び職員並びに保育所の保育士及び職員が、学校及び保育所等（教育委員会を含む。）の教育活動行事の引率指導者として入館する場合は、引率指導に必要な人数の入場料を無料とする。

監 査 公 表**和歌山県監査公表第6号**

平成23年11月8日付け監査報告第12号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月21日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 藤 山 将 材
和歌山県監査委員 服 部 一

1 那賀振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成23年9月29日

(2) 監査の結果

注意事項

- ア 過年度の未登記処理については、平成22年度末でなお46筆が未登記となっているので、引き続き「登記事務促進対策事業」の推進に努められたい。
- イ 手数料の支出において、履行確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。
- ウ 支出負担行為が地域振興部の出納員に合議されていなかったため、適正に処理されたい。
- エ 代表者印はあるが、住所及び氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 過年度分の未登記46筆のうち、紀の川市旧那賀町の7筆については、平成21年度から「登記事務促進対策事業」を実施しており、平成23年度中に未登記処理を完了する見込みである。

また、旧粉河町の8筆と旧那賀町の6筆、計14筆については、平成23年2月に紀の川市の地籍調査が終了したものの、未登記処理に必要な地番の特定や所有者の承諾を得るのに時間を要したことから、平成23年8月に4筆の登記を完了し、残り10筆についても順次未登記の解消に努めている。

これら以外の25筆についても紀の川市及び岩出市が実施する地籍調査事業と連携を図るなどして、未登記処理に努める。

イ 支出票の履行確認欄に職員の記名押印が漏れた事例であったため、職員に対し履行確認手を徹底した。

ウ 支出負担行為の合議区分の確認が不十分であったため、出納員への合議漏れが生じた事例であるため、職員に対し合議区分の確認を徹底した。

エ 職員に対し請求書として必要な記載事項の確認を徹底した。

2 那賀振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成23年9月29日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成22年度末で約646万円となっており、前年度末に比し約80万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成22年度末で約133万円となっており、前年度末に比し約411万円減少している。

今後も、紀の川市及び岩出市の福祉事務所と連携を図りながら、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成22年度末で約76万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

エ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成22年度末で約31万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

オ 集中調達外の消耗品の納品において、納品書に発注課の受付印、個人印の押印を行っていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

カ 冷蔵庫を廃棄しているが、物品不用調書及び不用品処分調書が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、貸付時に償還能力等の調査を徹底するとともに、借主・連帯保証人等に貸付の趣旨や連帯債務の必要性を十分説明し、理解を得て実行することで新規に発生する未償還金を極力防止するように取り組んでいる。

過年度に発生している未償還金については、債務者の生活状況を十分把握した上で、電話連絡や夜間訪問等を頻繁に重ねながら粘り強い償還指導を実施し、その縮減に努めている。その結果、平成22年度末の未収金6,455,083円のうち、平成23年12月末までに1,137,822円の納付があった。

イ 生活保護費返還金の未収金について、生活保護を受けながら返還を行っている者には、紀の川市

及び岩出市の協力を得て、月々分納による納付を指導している。一方、保護廃止となった未納者については、電話連絡や文書通知に加え、夜間訪問等を積極的に取り入れ、生活状況等を十分把握した上で償還指導を行っている。その結果、平成22年度末の未収金1,333,431円のうち、平成23年12月末までに114,000円の納付があった。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、本人や相続人との連絡・訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、納付指導を行った。その結果、平成22年度末の未収金758,400円のうち、平成23年12月末までに24,000円の納付があった。

エ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、本人との連絡・訪問等を密に実施し、生活困窮等の事情を十分に考慮の上、納付指導を行った。その結果、平成22年度末の未収金310,600円のうち、平成23年12月末までに4,000円の納付があった。

オ 再発防止のため、所属職員に通知内容を周知徹底した。

カ 当該冷蔵庫について、物品不用調書及び不用品処分調書により廃棄手続を行った。

3 那賀振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成23年9月29日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 道路占用料の収入未済額は、平成22年度末で約11万円となっており、前年度に比し約1万円減少している。

今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

イ 国土交通省近畿地方整備局長による河川の占用許可に係る占用料の収入調定において、平成22年度中に許可期間が満了する場合でも、引き続き現行の許可内容どおりに許可されると想定し、占用許可の通知前に占用料の収入調定を行っているが、収入調定は、同局長による河川の占用許可通知に基づき適正に処理されたい。

また、占用許可面積の増減が占用料に反映されていないものがあったので、適正に処理されたい。

ウ 県知事管理河川において、占用料算定の基礎となるデータが整理されていないので、適正に処理されたい。

エ 納入通知書を送達済みの河川占用料について、納入義務者が現金を持参したため、出納員が収納しているが、収納手続が誤っていたので、今後適正に処理されたい。

オ 特殊車両の修繕については、昨年度、業者選定及び契約方法について検討するよう指導したところであるが、一部部品の調達については、複数の見積りによることなく同一業者から納入されているので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 収入未済額約11万円のうち、破産手続中の未納者分108,000円については、和歌山地方裁判所に対し交付要求を行っている。

残る1件5,500円については、平成23年11月2日に納付済みである。

イ 国土交通省近畿地方整備局長による河川の占用許可に係る占用料の収入調定については、許可通知に基づき適正に処理する。

ウ 収入調定の際に、収入事務の手引等に基づき、計算の基礎を明らかにする書類等を添付し適正に処理する。

エ 占有料収納に際しては、適正な収納事務を行う。

オ 今後、部品の調達において、部品の見積りを複数の業者より徴収し、より適正に実施する。平成23年12月に実施した部品の調達においては、物品調達システムを利用し、入札により部品の購入を実施した。

4 紀北県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成23年9月29日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は94.3%と前年度に比し0.1ポイント増加しており、平成22年度末の収入未済額も約4億6,866万円と、約6,192万円減少している。

しかしながら、個人県民税については、収入率は93.9%と前年度に比べ0.1ポイント増加しているものの、県税全体の収入未済額における個人県民税の収入未済額が占める割合は、約72%と大きなものとなっている。このため、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

イ 地域振興部から手交された切手について、郵便切手類使用簿に発送先等を記入することなく使用していたので、適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

ア 県税収入については、年間計画表の策定により計画的に、また、徴収目標も設定し組織的に取り組むとともに、預貯金、電話加入権、自動車等の財産の差押やタイヤロックなど滞納処分を強化している。さらに、差し押えた財産の公売や滞納処分の執行停止などにも取り組んでいる。

個人県民税については、県税未済額の約72%を占めており、最重要課題と認識している。そのため、管内の税務担当課長会議や管内各市町の担当職員を対象に研修会を開催するなど、管内市町との連携強化や職員の資質向上に取り組む一方、県税事務所職員の管内各市町への併任派遣や地方税法第48条の規定に基づく県の直接徴収などに取り組んでいる。

また、延滞金の収入未済についても、滞納整理を進め、収入未済額の縮減に向け、より一層努力し、収入確保に努めていく。

イ 使用簿に発送先を記入するようにした。なお、地域振興部より新たに手交される切手を、当日の発送の必要枚数のみに変更したので、現在は、使用簿の作成は不要となった。

5 和歌山県立那賀高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年9月29日

(2) 監査の結果

注意事項

社印はあるが代表者印の押印がない請求書で支払いをしているものがあつたので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

請求書及びその他支払事務に必要な書類の押印並びに記載事項の確認を行うよう職員に周知徹底し、適正に事務処理を行っている。

6 和歌山県立貴志川高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年9月29日

(2) 監査の結果

注意事項

家庭科教室清掃委託業務について、仕様書に業務完了報告書の提出を規定しているが、当該報告書が提出されていなかったため、適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

予備監査終了後、直ちに当該業者より業務完了報告書の提出を受けた。

また、今後このようなことのないよう事務処理の見直しを行い、適正な会計事務に努めている。

7 和歌山県岩出警察署

(1) 監査実施年月日 平成23年9月29日

(2) 監査の結果

注意事項

道路標識の緊急小規模修繕（5万円未満）について、同一業者と随意契約を行っているので、業者の選定が公平となるよう改善されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

道路標識の修繕に際しては、標識の視認性についての施工技量を具備し、かつ緊急時に対応できる業者を把握し、同一業者に偏らないよう発注することとする。